

「神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則」の一部改正の概要

1 目的

本県では、県内の地域医療を担う医師を確保することを目的に、県内の4大学医学部の学生に対し、県が指定する診療科の業務に従事することを条件に修学資金を貸与している（根拠：神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例）。

将来、県内の地域医療を担う医師の育成及び確保を図るための修学資金の貸付けについて、返還免除の要件に、やむを得ず県外で臨床研修を受けた場合も対象とする規定を設けることとした条例改正に伴い、規則の一部を改正する。

2 内容

- (1) 条例の改正に伴い、条文、様式の文言の修正を行う。（第14条第4項、第5号様式、第7号様式、第12号様式、第13号様式関係）
- (2) 記載の文言を条例の文言に合わせる修正を行う。（第7条、第4号様式関係）

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。